

資料4 土壤汚染対策法との関係

◇有害物質使用特定施設の使用の廃止

- ・有害物質使用特定施設の使用を廃止したときは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「土対法」という。）第3条第1項の規定により、工場又は事業場の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、原則として当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日から120日以内に工場又は事業場の敷地について土壤汚染状況調査を指定調査機関^{※1}に行わせ、その結果を知事（岡山市、倉敷市では当該市の市長。「以下「知事等」という。」）に報告することが義務付けられている。
- ・ただし、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質^{※2}による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事等の確認（以下「ただし書確認」という。）を受けた場合に限り土壤汚染状況調査の義務が一時的に免除される。

※1 土壤汚染状況調査を的確に行うことができる者として環境大臣又は知事の指定を受けた調査機関

※2 有害物質<→P155参照>から「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」及び「1,4-ジオキサン」を除いた物質

◇有害物質使用特定施設設置事業場等における土地の形質の変更

- ・土対法の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、事前に知事等への届出が必要となる。

【届出対象行為：土地の形質の変更であって、変更部分の面積が一定規模以上となる行為】

土地の形質の変更とは、土地の掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為全般をいい、実際に掘削や盛土等の形質変更が行われる面積の合計で届出対象となるか判断する。

形質の変更を行う土地	届出対象規模	届出時期	根拠
①ただし書確認を受けている土地	900㎡以上	あらかじめ	土対法第3条第7項
②現に有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の敷地等		土地の形質の変更に着手する30日前まで	土対法第4条第1項
③土壤汚染状況調査を実施中の土地やただし書確認の手續未了の土地等			
④すべての土地	3,000㎡以上		

※1 ①の場合、届出後は必ず調査命令が発出され、土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせ、知事等にその結果を報告しなければならない。（土対法第3条第8項）

※2 ②から④の場合、届出に係る土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、知事等は土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壤汚染状況調査を行わせ、その結果を報告するよう命ずることになる。（土対法第4条第3項）